

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地 区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域	施設規模			地 域	状 況			
指宿・枕崎 ゾーン	1	山川海岸 長崎鼻地区	水管理	指宿市山川岡児ヶ水字長崎1580番地 ～指宿市山川岡児ヶ水字大和田1447番1	1,130	+5.0 +5.5	護岸・潜堤・突 堤・養浜	指宿市の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	2	開聞海岸 川尻地区	水管理	指宿市山川岡児ヶ水字古川尻930番16号 ～指宿市開聞川尻字東5470番1号	500	+6.8 +6.8	養浜工・護岸 工・突堤 護岸・消波堤	指宿市の一部	住宅地, 商業業務地 その他	台風・冬期風浪に伴う海岸侵食が見られることから背後集落の安全性を確保するとともに、ウミガメの生息域であることや、国立公園に位置することに配慮して、面的防護方式による整備を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	3	川尻漁港海岸 川尻地区	水	指宿市開聞川尻地先	673	+2.9	堤防・護岸・離 岸堤	指宿市の一部	住宅地, 森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	4	開聞海岸 十町地区	水管理	指宿市開聞十町字胎浦4369の2番 ～指宿市開聞十町字物袋5195番地	1,861	+5.6 +5.6	護岸・消波堤	指宿市の一部	住宅地, 農地, 森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	5	穎娃海岸 郡地区	水管理	南九州市穎娃町郡字中園原10718番地 ～南九州市穎娃町御領字瀬之上7410番地	2,875	+5.2 +5.2	護岸・突堤・離 岸堤・消波堤	南九州市の一部	住宅地, 農地, 森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤・突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	6	穎娃漁港海岸 石垣地区	水	南九州市穎娃町別府地先	1,105	+2.6	堤防・護岸	南九州市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	7	穎娃海岸 別府地区	水管理	南九州市穎娃町別府字松ヶ平5698番地 ～南九州市穎娃町別府字住吉6826番地	163	+7.0 +7.0	堤防・護岸	南九州市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	8	穎娃漁港海岸 大川地区	水	南九州市穎娃町別府地先	300 300 2071	+4.6	堤防・護岸	南九州市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	9	知覧海岸 松ヶ浦地区	水管理	南九州市知覧町南別府字前山25783番1地 先 ～南九州市知覧町南別府字四角場25783番地	175	+6.0 +6.0	堤防	南九州市の一部	住宅地, 農地, その 他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	10	松ヶ浦海岸 松ヶ浦地区	港	南九州市知覧町大字南別府山神地先	178	-	堤防・消波堤	南九州市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	11	知覧海岸 塩屋地区	水管理	南九州市知覧町南別府字三戸崎26830番 ～南九州市知覧町塩屋字小浜29169番地	1,793	+6.0 +6.0	護岸・離岸堤・ 消波堤	南九州市の一部	住宅地, 農地, その 他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	12	枕崎漁港海岸 枕崎地区	水	枕崎市枕崎字牟田河南地先 枕崎市新町地先 枕崎市西鹿籠地先	3,816	+6.2	堤防・護岸・消 波堤	枕崎市の一部	住宅地, 農地	台風等に伴う越波や飛沫から防護するため、高潮対策による背後地の安全性の確保を図る。	・堤防・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。

所管区分凡例 農：農林水産省(農村振興局) 水：農林水産省(水産庁) 水管理：国土交通省(水管理・国土保全局) 港：国土交通省(港湾局)

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の新設があった場合等記載)	
				区 域	施設規模			地 域	状 況				
				地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)							
坊野間 ゾーン	13	坊泊漁港海岸 坊泊地区	水	南さつま市坊津町地先	767	+4.2	+2.8～7.9 (嵩上げ高最大1.7m) 本数値は指宿・枕崎ゾ ーンの代表箇所のものであ る	護岸、消波堤	南さつま市の一部	住宅地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	14	坊津町海岸 田崎地区	農	南さつま市坊津町大字久志字田崎192番地～元屋敷215の1番地	220	+5.0		堤防	南さつま市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	背後地における農地の割合が少ないため、将来的な所管替えを検討している。
	15	久志漁港海岸 久志地区	水	南さつま市坊津町久志地先	567	+3.0		護岸・離岸堤・ 消波堤	南さつま市の一部	住宅地、その他	台風・冬期風浪に伴い背後集落や農地への高潮・越波災害が懸念されるとともに、県立自然公園に位置するため、周辺景観にも配慮しながら海岸保全施設の整備を図る。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	16	秋目漁港海岸 秋目地区	水	南さつま市坊津町秋目地先	322	+3.9		護岸	南さつま市の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	17	黒瀬漁港海岸 黒瀬地区	水	南さつま市笠沙町赤生木長瀬平地先	152	+4.5		護岸	南さつま市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	18	笠沙海岸 後浜地区	水管理	南さつま市笠沙町片浦字神平16240番1～南さつま市笠沙町方浦字阿房平16261番イ	127	+8.3 +8.3		護岸・突堤・人 工リーフ・消波 堤	南さつま市の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・人工リーフについては、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	19	野間池漁港海岸 野間池地区	水	南さつま市笠沙町野間池地先	269	+3.5		護岸・離岸堤・ 消波堤	南さつま市の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	20	笠沙海岸 大当地区	水管理	南さつま市笠沙町片浦字唐舟石10839番地～南さつま市笠沙町方浦字大坪7652番地	734	+5.7 +4.5		護岸・離岸堤・ 消波堤	南さつま市の一部	住宅地、農地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	21	片浦漁港海岸 片浦地区	水	南さつま市笠沙町片浦地先	378 378 1161	+3.0		護岸・消波堤	南さつま市の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	22	小浦港海岸 小浦地区	港	南さつま市笠沙町片浦字上村	570	+4.5～+6.5		護岸・消波工	南さつま市の一部	住宅地、商業業務 地、 農地	台風・冬季風浪に伴い背後集落や農地への高潮・越波災害が懸念されるとともに、県立自然公園に位置するため、周辺景観にも配慮しながら海岸保全施設の整備を図る。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	23	大浦海岸 大浦潟地区	農	南さつま市大浦町大字大浦潟東30,172-1番地先 ～笠沙町大字大浦潟30,172-4番地先	7,055	+5.9		堤防・突堤・樋 門	南さつま市の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・樋門については、定期的に点検等を行い、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	24	大浦海岸 大浦地区	農	南さつま市大浦町大字大浦字辻28977の2番地	-	-		-	南さつま市の一部	住宅地、農用地、 その他	-	・自然海岸であるため、現在の状態を維持する。	
25	大浦海岸 越路地区	農	南さつま市大浦町大字新田山越路干拓承水樋門左岸取付、堤防左端 ～大字田山24,760の1番地県道川辺笠沙線路肩肩杭	1,570	+3.5	堤防・樋門	南さつま市の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・樋門については、定期的に点検等を行い、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。			

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号に定める。  
注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
注) 表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

所管区分凡例 農：農林水産省(農村振興局) 水：農林水産省(水産庁) 水管理：国土交通省(水管理・国土保全局) 港：国土交通省(港湾局)

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地 区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域	施設規模			地 域	状 況			
				地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)						
坊野間ゾーン	26	加世田海岸 小湊地区	農	南さつま市大浦町字瀬ノ脇29340-1 ～加世田市小湊字戸口田後9392-1	2,551	+6.0	堤防・突堤・樋門	南さつま市の一部	農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・樋門については、定期的に点検等を行い、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	27	小湊〔万世〕漁港海岸 小湊〔万世〕地区	水	南さつま市加世田小湊地先	152	+3.7		護岸	南さつま市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
吹上浜ゾーン	28	東市来海岸 江口地区	水管理	日置市東市来町神之川字西平578番地 ～日置市東市来町伊作田字富川下7419番地	910	+5.5 +5.5	護岸・突堤・消波堤	日置市の一部	住宅地, 農地, 森林, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	29	江口漁港海岸 江口地区	水	日置市東市来町伊作田地先	1,968	+2.9	護岸・突堤・離岸堤	日置市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	30	戸崎漁港海岸 戸崎地区	水	いちき串木野市市来町大里字戸崎地先	233	+5.2	護岸	いちき串木野市の一部	工業用地, 農地, 公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	31	市来海岸 市来地区	水管理	いちき串木野市大里字平佐原3751番1 ～いちき串木野市湊町字井原塩入3126-14番地先	235	+5.5 +5.5	護岸・離岸堤	いちき串木野市の一部	住宅地, 農地, 公共施設, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	32	市来漁港海岸 市来地区	水	いちき串木野市港町井原塩入地先 いちき串木野市下名字乗越地先	1,117	-	離岸堤・消波堤	いちき串木野市	住宅地, 公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	33	串木野海岸 下名地区	農	いちき串木野市大字下名字海掛前7956番地	743	+5.4	堤防・突堤・樋門	いちき串木野市の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	コンクリート造及び鋼製の構造物については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等及び施設の損傷・劣化等の変状を定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等の対応、または、設備の長寿命化を図り、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	34	串木野漁港海岸 串木野地区	水	いちき串木野市西浜町地先 いちき串木野市下名字坂之下地先 いちき串木野市下名字新屋敷地先	2,062	+3.5	護岸・突堤・離岸堤・消波堤	いちき串木野市の一部	住宅地, 農地, 森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	35	串木野新港海岸 串木野新港地区	港	いちき串木野市西薩町17番5地先	505	-	堤防	いちき串木野市の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	36	串木野海岸 羽島地区	水管理	いちき串木野市羽島字磯ノ上153番地 ～いちき串木野市羽島字猪ノ鼻5713番地	1,271	+5.5 +5.5	堤防・消波堤	いちき串木野市の一部	住宅地, 農地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	37	羽島漁港海岸 羽島地区	水	いちき串木野市羽島字辻地先 いちき串木野市浜田町地先 いちき串木野市羽島字海宇土泊地先	1,990	+4.9	護岸・離岸堤	いちき串木野市の一部	住宅地, 公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
川 薩ゾーン	38	土川漁港海岸 土川地区	水	いちき串木野市羽島台之内地先	500	+3.1	護岸・離岸堤	いちき串木野市の一部	住宅地, 公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	39	川内港海岸 久見崎地区	港	薩摩川内市久見崎町久見崎地先	166	+5.1	護岸・消波堤	薩摩川内市の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の更新があった場合等記載)
				区 域 地 名	施設規模 延長 (m)			施設規模 計画天端高 T.P. (m)	地 域			
川 薩 ゾーン	40	川内港海岸 久見崎東地区	港	薩摩川内市久見崎町久見崎地先	319	+3.6	+2.8～6.2 (高上げ高最大1.6m) 本数値は代表箇所のも のである	胸壁	薩摩川内市の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・胸壁については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	41	唐浜漁港海岸 唐浜地区	水	薩摩川内市港町字唐山地先地先	322	+4.7		護岸	薩摩川内市の一部	住宅地、工業用地、農地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	42	西方港海岸 西方地区	港	薩摩川内市西方町大字西方地先	1,256	-		護岸・離岸堤	薩摩川内市の一部	住宅地、その他	背後地の集落への越波・飛沫災害が懸念されていることから、海水浴場としての利便性や親水性に十分配慮しながら、既設階段護岸の改良等により背後地の安全性の確保を図る。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	43	阿久根海岸 尻浜地区	水管理	阿久根市大字大川字浜ノ段1700の13番地～阿久根市大字大川字浜ノ段170の9番地	110	+4.0 +4.0		堤防	阿久根市の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	44	阿久根海岸 大川地区	水管理	阿久根市大字大川字松岡4929の23番地～阿久根市大字大川字春田2012の1番地	211	+4.0 +4.0		堤防・護岸・突堤	阿久根市の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	45	牛之浜漁港地区 牛之浜地区	水	阿久根市大字大川字道尻地先	1,298	+4.6		護岸・消波堤	阿久根市の一部	住宅地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	46	西目海岸 飛松地区	農	阿久根市大字西目字塩峰岡1199番地～飛松湯1354番地	239	+5.5		堤防・樋門	阿久根市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	47	高之口港海岸 高之口地区	港	阿久根市西目地先	299	-		護岸	阿久根市の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
48	佐潟漁港海岸 佐潟地区	水	阿久根市大字西目字塩入地先	315	+2.3	護岸	阿久根市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
阿久根・長島 ゾーン	49	阿久根漁港海岸 阿久根地区	水	阿久根市波留字ハゲ下地先 阿久根市浜町地先 阿久根市赤瀬川字萩平地先 阿久根市大字波留字大島地先	2,662	+3.0	+2.7～6.2 (高上げ高最大1.6m) 本数値は川薩ゾーンの代 表箇所のものである	護岸・突堤、消波堤	阿久根市の一部	市街地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	50	阿久根海岸 赤瀬川地区	水管理	阿久根市大字赤瀬川字浦田2601番地～阿久根市大字赤瀬川字西平3466番地	229	+4.0 +4.0		堤防・護岸	阿久根市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	51	阿久根海岸 折口地区	農	阿久根市大字折口田島橋(県道橋)左岸下流側橋台取付部～右岸下流側橋台取付部	658	+5.5		堤防・樋門	阿久根市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	52	脇本漁港海岸 脇本地区	水	阿久根市脇本字高岩地先	1,706	+2.5		護岸	阿久根市の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	53	阿久根海岸 脇本地区	農	阿久根市大字脇本橋(県道橋)左岸上流側橋台取付部～右岸上流側橋台取付部	741	+5.5		堤防・樋門	阿久根市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	54	黒之浜港海岸 黒之浜地区	港	阿久根市大字脇本字渡戸上地先	270	-		堤防・護岸	阿久根市の一部	住宅地、商業業務地 その他	台風・冬期風浪に伴い背後集落への高潮・越波災害が懸念されるため、港湾機能に支障を及ぼさないよう配慮しながら、高潮対策としての海岸保全施設の整備を図る。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	55	阿久根海岸 黒之浜地区	水管理	阿久根市大字脇本字サイモクロ10319-1～阿久根市大字脇本字硯石10792-2	240	+3.3 +3.3		護岸・突堤・消波堤	阿久根市の一部	商業用地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	56	東町海岸 第二大島地区	農	出水郡長島町大字山門野字魚待4052番地21～大島3940番地	282	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	57	東町海岸 第一大島地区	農	出水郡長島町大字山門野字鴻之瀬3783番地～3381番地	341	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
58	瀬戸港海岸 瀬戸地区	港	長島町山門野字魚待地先	998	-	護岸	長島町の一部	住宅地、農地 その他	台風・冬期風浪に伴い背後集落への高潮・越波災害が懸念されるため、港湾機能に支障を及ぼさないよう配慮しながら、高潮対策としての海岸保全施設の整備を図る。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
59	長島町海岸 榎谷地区	農	出水郡長島町～大字山門地先	601	+4.0	堤防・突堤	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域	施設規模			地 域	状 況			
		地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)								
阿久根・長島ゾーン	60	東町海岸 前浜地区	農	出水郡長島町大字山門野字前浜5317番地～5320番の2の1	314	+7.0	+2.7～6.2 (高上げ高最大1.6m) 本数値は川薩ゾーンの代表箇所のものである	護岸	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	61	長島町海岸 汐見地区	農	出水郡長島町大字下山門野字梅ヶ迫1473番地～上り浜1360番地	953	+5.5		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	62	汐見漁港海岸 汐見地区	水	長島町下山門野地先	497	+3.9		堤防・護岸・消波堤	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	63	長島町海岸 広野地区	農	出水郡長島町大字下山門野字墓之元2745番地	472	+7.8		堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	64	長島港海岸 唐隈地区	港	長島町大字城川内2734番1号地先	364	-		堤防・護岸	長島町の一部	その他	-	・護岸・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	65	長島町海岸 城川内地区	農	出水郡長島町大字城川内字浜道716番地～709番地	310	+4.5		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	66	長島港海岸 城川内地区	港	長島町大字城川内759番1号地先	271	-		堤防・護岸	長島町の一部	その他	-	・護岸・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	67	指江港海岸 南・北地区	港	長島町勘場元地先	476	-		護岸・消波堤	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	68	長島港海岸 小浜地区	港	長島町大字蔵之元1207番地先	492	-		堤防・護岸	長島町の一部	その他	-	・護岸・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	69	長島町海岸 明神地区	農	出水郡長島町大字蔵之元字明神下岡603の2番地	372	+7.4		堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
70	長島町海岸 温之浦地区	農	出水郡長島町大字平尾字温崎3605番2	1,189	+3.7	堤防				・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
甌 島ゾーン	71	里海岸 市之浦地区	水管理	薩摩川内市里町里字小牟田4107番地の21～薩摩川内市里町里字亀瀬4292番地の2	400	+4.5 +4.5	+2.8～7.8 (高上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のものである	護岸	薩摩川内市の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	72	里港海岸 西地区	港	薩摩川内市里町里字尾崎地先	2,335	-		胸壁・護岸・離岸堤	薩摩川内市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・胸壁については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	73	里港海岸 東地区	港	薩摩川内市里町里字尾崎地先	1,177	-		水門・護岸・離岸堤・排水機場	薩摩川内市の一部	住宅地、その他	老朽化した既存施設の補修、改良をすることにより、必要な防護機能を確保し背後地の浸水被害防止を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・排水機場については、施設の健全度を定期的に点検・評価し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・管理に努め、施設の機能を確保する。
	74	上甌、里海岸 長目浜地区	水管理	薩摩川内市上甌町瀬上字池平102番地の3～薩摩川内市里町里字牛瀬3033番地	-	-		消波堤	薩摩川内市の一部	-	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	75	桑之浦港海岸 桑之浦地区	港	薩摩川内市上甌町桑之浦字赤生木地先	1,420	-		護岸	薩摩川内市の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	76	小島漁港海岸 小島地区	水	薩摩川内市上甌町小島地先 薩摩川内市上甌町瀬上地先	1,332	+2.3		護岸	薩摩川内市の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
77	平良漁港海岸 平良地区	水	薩摩川内市上甌町平良地先	1,064	+1.9	護岸・消波堤	薩摩川内市の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域	施設規模			地 域	状 況			
				地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)						
甑 島 ゾーン	78	中甑漁港海岸 中甑地区	水	薩摩川内市上甑町中甑地先	522	+3.1	+2.8～7.8 (嵩上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のも のである	護岸・突堤・離 岸堤	薩摩川内市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤, 突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	79	江石港海岸 江石地区	港	薩摩川内市上甑町江石字塩巻425番地の1号	544	-		護岸・突堤・離 岸堤	薩摩川内市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤, 突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	80	江石港海岸 小浜地区	港	薩摩川内市上甑町江石字小浜892番地の1号	104	-		護岸				・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	81	蘭牟田漁港海岸 蘭牟田地区	水	薩摩川内市鹿島町蘭牟田地先	228	+1.9		護岸	薩摩川内市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	82	鹿島海岸 小牟田地区	水管理	薩摩川内市鹿島町蘭牟田字小牟田道3077番地 ～薩摩川内市鹿島町蘭牟田字寺田之尻3338番地	467	+6.5 +6.5		堤防・突堤・消 波堤	薩摩川内市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・突堤については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	83	鹿島海岸 寺家地区	水管理	薩摩川内市鹿島町蘭牟田字寺家道3309番地 ～薩摩川内市鹿島町蘭牟田字下寺家3407番地	-	-		-	薩摩川内市の一部	-	-	-
	84	鹿島海岸 中山地区	水管理	薩摩川内市鹿島町蘭牟田字中山3491の1番地 ～薩摩川内市鹿島町蘭牟田字中山下3635番地	-	-		-	薩摩川内市の一部	-	-	-
	85	下甑海岸 小田地区	水管理	薩摩川内市下甑町長浜字小田1528番地 ～薩摩川内市下甑町長浜字小田1522番地	-	-		-	薩摩川内市の一部	-	-	-
	86	下甑海岸 長浜地区	水管理	薩摩川内市下甑町長浜字芦浜1449番地 ～薩摩川内市下甑町長浜字向上1517番地	595	+5.9 +5.9		堤防・消波堤	薩摩川内市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	87	長浜港海岸 長浜地区	港	薩摩川内市下甑町大字長浜字片白地先	396	-		護岸・突堤・離 岸堤	薩摩川内市の一部	住宅地, その他	台風に伴う高潮・越波災害が懸念されるため, 高潮対策により背後地の安全性の確保を図るとともに, 周辺景観等に配慮しながら海岸保全施設の整備を図る。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤, 突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	88	青瀬漁港海岸 青瀬地区	水	薩摩川内市下甑町青瀬字向井地先	300 300 1987	+3.4		護岸	薩摩川内市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	89	下甑海岸 青瀬地区	水管理	薩摩川内市下甑町青瀬字池平1の1番地 ～薩摩川内市下甑町青瀬字金山73番地	650	+5.5 +5.5		堤防・護岸・消 波堤	薩摩川内市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	90	手打漁港 手打地区	水	薩摩川内市下甑町手打地先	3,344	+4.9		堤防, 護岸, 離 岸堤, 潜堤	薩摩川内市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防, 護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・潜堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	91	片野浦漁港海岸 田ノ浦地区	水	薩摩川内市下甑町片野浦字前ノ田地先	-	-		-	薩摩川内市の一部	農地	-	-
92	片野浦漁港海岸 浜田地区	水	薩摩川内市下甑町片野浦字濱田	50	+3.3	離岸堤	薩摩川内市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
93	瀬々野浦漁港海岸 瀬々野浦地区	水	薩摩川内市下甑町瀬々野浦字丑川地先	215	+3.4	護岸・離岸堤	薩摩川内市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては, 旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
注) 施設規模(計画:2100年時点)の計画天端高は, 気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
注) 表の記載内容は, 今後必要に応じ変更する可能性がある。